

FAQ（よくある質問）：フライト、空港乗り継ぎ、豪州ビザ延長、日本政府援助、外国人入国制限（新型コロナウイルス関連）

#### 【ポイント】

●新型コロナウイルス関連について、皆様から当館へご連絡いただいた質問（フライト、空港乗り継ぎ、豪州ビザ延長、日本政府援助、外国人入国制限）について「FAQ（よくある質問）」をとりまとめました。

●常にあらゆる関係方面より、最新の情報を入手し最善の行動を取るよう努めてください。

#### 【本文】

##### 1 フライト

Q1 4月に予約していた帰国便がキャンセルになりました。一刻も早く日本に帰るためにはどうしたらいいですか。

A1 国際線のみならず国内線についても減便や運休の状況は日々変わります。また、第三国経由で帰国する方法もありますが、国によっては乗り継ぎを認めない場合もあります。航空会社の運航情報や第三国の乗り継ぎの制限情報をご自身でこまめに調べたり、旅行代理店に相談されるのが良いでしょう。各国の制限情報の確認については海外安全ホームページが参考になります。

○外務省海外安全ホームページ（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

Q2 どの航空会社を使えば日本に帰国できますか。

A2 現状では、4月に通常運航している日本への直行便は全日本空輸（ANA）の羽田・シドニー線（週7便）のみです。3月中であればその他の航空会社も運航しています。詳しい運航状況は以下のとおりです。なお、第三国経由で帰国する方法もなくはありませんが、国によっては乗り継ぎを認めない場合や、検疫対象になり得る場合がありますのであらかじめ空港・航空会社にお問い合わせください。各国の制限情報の確認については外務省海外安全ホームページが参考になります。

○外務省海外安全ホームページ（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

#### 【全日本空輸（ANA）】

<羽田・シドニー線>

現状では、週7便が4月24日（金）までは通常運航と発表されています。詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

<成田・パース線>

3月29日（日）から4月24日（金）までの間、3月30日（月）発着の便を除き、全便を運休します。

○全日本空輸ウェブサイト

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202003/20200324-2.html>

【日本航空（JAL）】

<成田（羽田）・シドニー線>

成田発（3月29日（日）以降は羽田発）の便については、3月31日（火）発の便から、4月30日（木）発の便まで運休します。また、シドニー発の便（3月29日（日）発の便から目的地を成田から羽田へ変更）については、4月1日（水）発の便から、5月1日（金）発の便まで運休します。

<成田・メルボルン線>

現在運休されており、成田発の便については4月30日（木）発の便までの運休、メルボルン発の便については5月1日（金）発の便までの運休が発表されています。詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

○日本航空ウェブサイト

<https://press.jal.co.jp/ja/release/202003/005563.html>

【カンタス航空及びジェットスター航空】

3月末から少なくとも5月末までの間、日本路線を含む全ての国際線を運休すると既に発表されています。

○カンタス航空及びジェットスター航空ウェブサイト

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/qantas-group-outlines-customer-and-employee-impact-of-coronavirus-related-network-cuts/>

【ヴァージン・オーストラリア航空】

ヴァージン・オーストラリア航空については、3月30日（月）から6月14日（日）まで間、全ての国際線を運休する旨発表されています。

○ヴァージン・オーストラリア航空ウェブサイト

<https://newsroom.virginaustralia.com/release/virgin-australia-group-update-response-covid-19>

2 空港の乗り継ぎ

Q1 各州がそれぞれ入州規制をかけている中、豪国内で乗り継いで日本に帰国するのは可能ですか。

A1 豪国内の空港から出発し、別の豪国内の空港で乗り継ぎを行い日本等の第三国へ向かう場合は乗り継ぎ可能です。

Q2 ニュージーランドから豪州経由で日本に帰国することは可能ですか。

A2 現状では、第三国から出発し豪国内の空港で乗り継ぎを行い、日本等別の第三国へ向かう場合は原則として乗り継ぎが許可されません。なお、第三国からの乗り継ぎに際し特別の理由があれば、例外が認められる場合があります。下記のリンクをご参照の上、該当される方は手続きを行ってください。

○豪内務省ウェブサイト

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

### 3 豪州のビザの延長

Q1. 日本への帰国が困難な中、もうすぐ豪州の学生ビザが切れてしまうのですが、どう対処すべきですか。

A1 ビザの有効期限が切れてしまうと非合法滞在になりますので、帰国が困難な場合は、必ず新しいビザを申請してください。通常新しいビザが発給されるまではブリッジングビザ A が付与され合法的に滞在できます。以下のリンクからご申請ください。

○豪内務省ウェブサイト

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/visa-about-to-expire/stay-longer>

豪州ビザについて質問がある場合は、豪州移民局（電話：1 3 1 8 8 1）へ直接お問い合わせください。

Q2 渡航直前にフライトがキャンセルされ、このままではビザが切れてしまいます。

A2 早急に新しいビザを申請しブリッジングビザ A を取得してください。ビザが切れてしまった場合には、合法的に滞在するためにブリッジングビザ E を申請してください。詳しくは豪州移民局（電話：1 3 1 8 8 1）へ お問い合わせください。

### 4 日本政府による援助

Q1 フライトがキャンセルされ帰れなくなった場合には、チャーター機を手配してくれますか。

A1 残念ながら現状ではチャーター機等が手配されることはありません。フライトがまだ残っているうちに早急に各自手配をお願いします。

Q2 ワーキングホリデービザで滞在中ですが、一連の規制で職を失いました。日本政府から金銭的な支援は得られますか。

A2 日本政府から経済的支援はできかねます。ご家族や親族の方からのサポートをご検討ください。海外送金システムを利用すると日本からの送金を受け取ることができる会社（Western Union 社等）もございます。以下のサイトをご参照ください。

なお、豪州の経済的支援は基本的には市民権や永住権を持つ方へのもので、その他の査証をお持ちの方へは望めません。生活が困窮してしまう前に日本への帰国を視野に入れてご検討ください。

○Western Union（ウエスタンユニオン）社ウェブサイト

<https://www.westernunion.com/jp/ja/send-money.html>

## 5 外国人の入国制限

Q1 豪州の学生ビザを所持しています。これから豪州に入国できますか。

A1 現時点では学生ビザで豪州に入国することはできません。豪州国民、永住者、またその配偶者や子供以外は入国禁止となっております。

○豪内務省ウェブサイト

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

Q2 就労ビザで豪州に滞在中です。家族を日本から呼び寄せたいのですが、家族は入国できますか。

A2 当地への親族訪問者や観光旅行者は入国規制の対象になりますので、残念ながら豪州に入国することはできません。就労ビザをお持ちでも、一度出国してしまうと現時点で再び入国することはできませんのでお気を付けください。

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

（新型コロナウイルス情報及び領事メール）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

（渡航情報，感染・予防対策，連邦・州・地域別情報）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

（紀谷総領事 Twitter）

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

（当館 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>